

## 株式会社アットホーム 介護福祉士実務者研修（通信課程）学則

### （設置目的）

第 1 条 「どのような障がいや病気があっても、みんな家族のように助け合って生きていこう」という理念のもとで株式会社アットホームは運営されている。私たちはその理念のもと、高齢者や障がい者に共感できるとともに、高い知識や技術を持った介護者の育成を目指す。

### （名称）

第 2 条 研修の名称は、「株式会社アットホーム 介護福祉士実務者研修 通信課程」という。

### （位置）

第 3 条 本研修は、次の事業者（以下、「当社」という。）が実施する。

株式会社アットホーム

大阪府高槻市西真上一丁目 28 番 18 号

2 本施設の所在地は大阪府箕面市桜 3 丁目 3 番 46 号 箕面ナーシングホームさくら 2 号館池田企画室とする。

3 面接授業は株式会社アットホーム デイサービスなじみ庵において実施する。

### （修業年限）

第 4 条 終了年限は 6 月とする。

但し、次の研修修了者は修了年限を 1 月以上とする。

介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修（1 級・2 級・3 級）

介護職員初任者研修、喀痰吸引等研修

### （定員及び学級数）

第 5 条 入所定員は、一学級の定員を 20 名とし、一開講期に同時に開講する学級数は一学級とする。

### （養成課程及び履修方法）

第 6 条 養成課程の種類は通信課程とし、履修方法については、学則別表 1 の通り、通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号厚生労働省社会・援護局長通知（以下「国指針」と言う））別表 5 に定める内容に準拠する。

### （科目免除）

第 7 条 既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」（平成 23 年 11 月 4 日社援基初 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）に基づき、別表に定めるところにより科目を免除することができる。

第8条 休業日は次の通りとする。

- 一 年末年始 12月29日～1月3日
- 二 夏季休業 8月13日～8月15日

(入所時期)

第9条 入所の時期は各コースの始期とする。

(入所資格)

第10条 面接授業を受講可能な者であって、介護福祉士の資格取得に向けて意欲のある者。

(入所者の選考)

第11条 募集は一般募集及び当社の職員で代表者の推薦を受けたものとする。

(入所の手続き)

第12条 入所者は、当社が別個定める期間内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 受講申込書
- (2) 有資格者の場合、各自の有する資格の修了証書の写し
- (3) 本人の確認ができる、運転免許証、住民票、健康保険証等の公的な証明書。

(退学、休学及び復学)

第13条 退学しようとする者は、退学願を提出し、当社の許可を得るものとする。

2 受講生は、病気その他のやむを得ない理由により、修学が継続できない場合には、当社の許可を得て、休学することができる。休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学とする。

3 休学していたものが、復学しようとする場合は、復学届を提出し、当社の許可を得なければならない。

(学習の評価及び課程修了の認定)

第14条 修了の認定は以下の通りとする。

(1) 受講料を全額納付し、①第9条の定めるカリキュラムの全過程を修了していること。②通信での課題は期限を厳守すること。添削し、70点以上の得点であること(医療的ケアは90点以上の得点であること)。③実技・演習での技術が習得されていること。

(2) 面接授業(スクーリング)の介護過程Ⅲ及び医療的ケア演習は、全てを受講すること。原則として、遅刻・欠席は認めない。

1 面接授業は次の方法で実施する。

(1) 面接授業(スクーリング)は指定された日にアットホーム演習室等でおこなう。

(2) 面接授業(スクーリング)の出席者は、当社の定める期日までに通信学習を終了しなければならない。

2 評価方法

面接授業(スクーリング)の全日程を出席したものに対し、その成績を評価する。

- ・医療的ケアで一定の基準に達すること。

・介護過程Ⅲは実技評価と筆記試験で合格すること。

3 医療的ケアで一定の基準に達しない場合及び介護過程Ⅲの実技の評価と筆記試験で合格しない場合は、補講をおこなう。

その場合、補講料は1講座につき5000円とする。

第15条 受講費用は次の通りとする。

・無資格者	70000円（税込、テキスト代別）
ヘルパー2級修了者、介護職員初任者研修修了者	60000円（税込、テキスト代別）
ヘルパー3級修了者	70000円（税込、テキスト代別）
ヘルパー1級修了者	30000円（税込、テキスト代別）
介護職員基礎研修修了者	20000円（税込、テキスト代別）

・当社の社員については別個規定する

・使用するテキストは下記のとおりとする。

介護職員実務者研修テキスト（日本医療企画出版）

2 解約について

開講日の2週間以上前は全額返金とする。1週間以上前は半額返金とする。それ以降は返金しない。

3 定員の半数に達しない場合は受講料を全額返金の上解約することがある。

（補講）

第16条 面接授業の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると会社が認めたものについては、同研修の次期コースを受講することにより履行をおこなったものとする。

この場合の受講料は無料とする。

（教職員の組織）

第17条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員をおく。

（研修カリキュラム）

第18条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、学則別表1のとおりとする。

（研修対象地域）

第19条 研修対象地域は、近畿圏とする。

（懲戒処分）

第20条 次の事由に該当するものは退学とすることができる。

(1) 受講にあたって提出した書類に虚偽記載があった者

(2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者

(3) 学習態度が悪く研修の秩序を乱し、講師の指導に従わないもの

（修了証明書の交付）

第 21 条 修了の認定をしたものは、当社において修了証明書を交付する。

(個人情報保護)

第 22 条 当社が知り得た受講予定者および受講者に係る個人情報は当社の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

(施行細則)

第 23 条 本学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当社がそれを定める。

(附則)

この学則は、平成 30 年 6 月 2 日より施行する。

(附則 令和元年 5 月 1 日変更)

この学則は、令和元年 5 月 1 日より施行する。

(附則 令和 4 年 6 月 15 日変更)

この学則は、令和 4 年 6 月 15 日より施行する。

(附則 令和 4 年 9 月 5 日変更)

この学則は、令和 4 年 9 月 5 日より施行する。